

人材紹介基本契約書

株式会社○○○○（以下「甲」という。）と株式会社onelifeJOB（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対して行う有料職業紹介サービス（以下「本サービス」という。）に関し、以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

乙は、職業安定法その他の関係法令に基づき、甲の求人に適合する人材を甲に紹介する。本契約は、本サービスに関する甲乙間の基本的な権利義務を定めるものとする。

第2条（紹介の依頼と紹介）

- 1 甲は、求人の条件を記載した求人票を書面又は電子メールにより乙に交付して、人材の紹介を依頼する。
- 2 乙は、甲の求人に適合すると判断し、かつ甲に応募する意思のある人材（以下「求職者」という。）を甲に紹介する。

第3条（採用及び労働条件の明示）

- 1 甲は、乙が紹介した求職者を自らの責任において選考し、採用するか否かを決定する。
- 2 甲は、求職者の採用を決定したときは、3営業日以内に、採用の事実及び次条の想定年収の額を書面又は電子メールにより乙に通知する。
- 3 甲は、採用を決定した求職者（以下「採用決定者」という。）に対し、自らの責任において労働条件明示書面を交付して雇用契約を締結し、その写しを乙に交付する。

第4条（紹介手数料）

- 1 甲は、乙が紹介した求職者が入社（入職）した時点で、紹介手数料として、当該採用決定者の想定年収の25パーセント（消費税別）を乙に支払う。
- 2 入社日の到来前であっても、甲が当該求職者を研修・会議その他業務として出社（出勤）させた場合は、その最初の出社の時点で入社したものとして取り扱い、紹介手数料が発生する。
- 3 「想定年収」とは、月額固定給（基本給に役職・住宅・家族その他の諸手当を加えた額。通勤交通費及び割増賃金を除く。）の12ヶ月分に、賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じた額を加えた金額をいう。年俸制の場合は年俸額を、時間給制の場合は時間給相当額に週所定稼働時間を乗じた額の52週分を、想定年収とする。
- 4 乙は、適格請求書発行事業者として、本契約に基づく請求を行う。

第5条（支払）

- 1 甲は、紹介手数料及び消費税相当額を、入社日（入社日前に出社させた場合は最初の出社日。以下「入社日等」という。）の属する月の翌月末日までに、乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みまで、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を乙に支払う。

第6条（みなし紹介）

- 1 甲が、乙による紹介日（甲が当該求職者と最初に面接した日を含む。）から1年以内に当該求職者を採用した場合は、甲が他の方法によって採用したときであっても乙の紹介による採用とみなし、甲は乙に紹介手数料を支払う。
- 2 甲は、採用内定の通知後、求職者の同意なく内定を取り消すことはできず、これにより求職者が入社しなかった場合であっても、紹介手数料の支払を免れない。

第7条（紹介手数料の返還）

- 1 採用決定者が入社日等から一定期間内に自己都合により退職し、又はその責に帰すべき事由により懲戒解雇され、甲が乙に遅滞なく通知し乙がこれを確認できた場合、乙は、甲が支払済みの紹介手数料のうち、在職期間に応じて次表の割合により算定した額を、確認完了の翌月末日までに返還する。

在職期間	返還割合
1ヶ月以内	50%
1ヶ月超～3ヶ月以内	30%
3ヶ月超～6ヶ月以内	10%
6ヶ月超	返還しない

- 2 前項にかかわらず、甲の責による解雇、甲に起因する退職、採用決定者の死亡・傷病、労働条件が明示内容と著しく異なること、その他甲に起因する事由による退職等の場合は、返還しない。また、甲が乙の求める事実確認に協力しないため乙が事実を確認できない場合も、返還しない。
- 3 乙は、甲に対して有する債権と前項の返還金とを、対等額で相殺することができる。甲が退職後6ヶ月以内に当該採用決定者を再雇用した場合は、雇用が継続したものとみなし、甲は返還を受けた額を直ちに乙に支払う。

第8条（免責及び差別的取扱いの禁止）

- 1 求職者の適性の判断及び採否の決定は、甲の判断と責任において行う。乙は、応募書類の真偽、採用の確実性、採用決定者の資質・能力を保証せず、採用の可否及び採用後に甲と採用決定者との間に生じた一切のトラブル・損害について責任を負わない。
- 2 甲は、採用選考に際し、乙が紹介した求職者を、性別、年齢、国籍、信条その他の属性により差別的に取り扱ってはならない。

第9条（秘密保持及び個人情報）

- 1 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の目的以外に使用せず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、既に公知の情報及び法令等に基づき開示を要する情報を除く。
- 2 甲は、乙から提供された求職者の個人情報を採用選考の目的にのみ利用し、当該求職者を採用しないと決定したときは、その複製物を含め遅滞なく消去する。
- 3 本条の義務は、本契約終了後も3年間存続する。

第10条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、自己及びその役員等が暴力団その他の反社会的勢力に該当せず、将来にわたりこれらと関係を持たないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙が前項に違反したときは、相手方は何らの催告なく直ちに本契約を解除でき、これにより解除された当事者は、損害賠償を請求できない。

第11条(違約金)

- 1 甲が前条までの義務に違反して求職者を採用し、紹介手数料の支払を不当に免れた場合、甲は、支払うべき紹介手数料に加えて、その2倍に相当する額を違約金として乙に支払う。
- 2 甲が、紹介手数料の支払を免れ又は返金を受ける目的で、乙に虚偽の事実を報告し、又は求職者にこれを唆した場合、甲は違約金として金100万円を乙に支払う。
- 3 前二項の定めは、これを超える損害について乙が賠償を請求することを妨げない。

第12条(損害賠償)

甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、相当因果関係の範囲内でこれを賠償する。
ただし、乙が負う賠償額は、損害発生時から遡って3ヶ月以内に甲が乙に支払った紹介手数料の合計額を上限とし、間接損害、逸失利益及び特別損害を含まない。

第13条(契約期間)

本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がないときは、本契約は同一条件でさらに1年間更新され、以後も同様とする。本契約が終了した場合でも、紹介手数料の発生・支払・返還に関する各条項は、なお有効に存続する。

第14条(契約解除)

甲又は乙は、相手方に次のいずれかの事由が生じたときは、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除でき、相手方は一切の債務につき期限の利益を失う。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても是正しないとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売又は租税滞納処分を受けたとき
- (3) 支払停止・支払不能となり、又は手形・小切手が不渡りとなったとき
- (4) 破産・民事再生・会社更生その他の倒産手続の開始の申立てがあったとき

(5) 監督官庁から営業の許可の取消し又は停止の処分を受けたとき

(6) その他信頼関係を著しく破壊する行為があったとき

第15条(一般条項)

1 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 本契約に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議する。

3 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については、前橋地方裁判所又は前橋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印のうえ各1通を保有する。本契約を電磁的に締結する場合は、本書を電子データで作成し、甲乙が電磁的方法により締結を確認してそれぞれ保管する。

〇〇〇〇年 〇月 〇日

甲(求人企業)

所在地:〇〇〇〇〇〇

名 称:〇〇〇〇〇〇

代表者:〇〇〇〇〇〇〇〇 印

乙(人材紹介事業者)

所在地:群馬県前橋市広瀬町3-18-15

名 称:株式会社onelifeJOB

代表者:代表取締役 市村 均弥 印

有料職業紹介事業許可番号:10-ユ-300523

適格請求書発行事業者登録番号:T3070001041364